

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正等について
- 介護保険の給付対象事業における会計の区分について
- 運営基準等に係るQ & Aについて

(合計 本紙含め39枚)

vol. 106

平成13年3月28日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。



老 振 発 第 1 7 号
平成 13 年 3 月 21 日

各都道府県介護保険主管部（局）長・殿

厚生労働省老健局振興課長

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正等について

今般、指定訪問介護の事業の適正化を図る観点から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第24号）が本日公布され、平成13年4月1日から施行することとされたところであるが、関連通知の改正及び施行に当たっての留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、既に指定を受けている事業者について、速やかに状況を把握し、必要に応じて指導を行う等指導監督に適切を期されたい。

記

1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正を次のように改正する。

第3の3中(25)を(26)とし、(18)から(24)までを(19)から(25)までとし、(17)の次に(18)として次のように加える。

(18) 介護等の総合的な提供

基準第29条の2は、基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に当たっては、多種多様な訪問介護サービスの提供を行うべき旨を明確化したものである。指定訪問介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定訪問介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（家事援助）を総合的に提供しなければならず、また、指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。

なお、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。

また、基準第29条の2は、基準該当訪問介護事業者には適用されない。

第3の4(5)中「第25条」の次に「、第29条の2」を加え、「(25)」を「(26)」に改め、「(10)の①」の次に「及び(18)」を加える。

2 新規指定申請時の取扱い

訪問介護事業所の新規指定に当たっては、改正省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「新基準」という。）第29条の2を満たす事業運営がなされること、即ち、訪問介護サービスが全般にわたり総合的に行われることを確認するため、申請書の他に、パンフレットや広告の内容、従業者の勤務体制等についても充分に内容を審査することが重要となる。

この際、たとえば当該申請者が特定のサービス行為に関連する他の事業を行っており、訪問介護員の太宗が当該他の事業に従事しながら付随的に介護等を行うこととしている場合や、パンフレット、広告等において特定のサービス行為に利用者を誘引するような表示がなされる場合などにおいては、特定のサービス行為に偏ることが容易に想定されるため、指定を行うことは適切ではない。

3 既に特定の行為に偏っている指定訪問介護事業者の取扱い

既に訪問介護事業の指定を受けて、サービス提供を行っている事業所においても、新基準第29条の2は適用されるので、提供しているサービスの内容が特定のサービス行為に偏っている場合には、改善指導をし、その結果、速やかに改善が図られないようであれば、事業の廃止指導や指定の取消しを含む厳正な対処が必要である。

また、サービスの内容が特定のサービス行為に偏っているかどうかについては、都道府県又は保険者において請求状況、訪問介護計画や指定訪問介護の提供記録の点検等からサービス実績を確認し、判断することが必要である。

なお、指定を行わない場合や事業の廃止、指定の取消しがなされた場合でも、必要に応じて、当該事業所によるサービスを基準該当サービスとして保険者が給付の対象とすることを妨げるものではない。

○厚生労働省令第114号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項第一号及び第七十四条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営及び運営に関する基準の一項を改正する省令を次のようにて定める。

平成十三年三月二十一日

厚生労働大臣 坂口 力

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一項を改正する省令
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三百七号）
の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(介護等の総合的な提供)

第二十九条の二 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たつては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがないことはならない。
第四十三条中「第三十一条」の下に「第二十九条の二」を加える。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

(別紙2) 病院会計資料
収支表介護サービス事業区分損益計算書
由 平成 年 月 日 完成 年 月 日

(単位:円)

	合計	医療保険	計	介護	施設	医療	〇〇介護
				介護事業費 医療施設 サービス	短期入所	通所リハビリ	
【医業損益計算】							
I 医業収益							
1 入院診療収益							
2 就科診療収益							
3 外来診療収益							
4 その他の医業収益							
5 保険料定期							
医業収益合計							
II 医業費用							
1 赔償費用							
常勤職員賃与							
医師賃							
看護師賃							
医療技術員賃							
予務員賃							
技能労務員賃							
支拂賃							
非常勤職員賃与							
退職給与引当金繰入							
法定福利費							
2 材料費							
医薬品費							
冷食用材料費							
診療材料費							
医療消耗器具備品費							
3 業務費							
福利厚生費							
旅費交通費							
職員被服費							
通信費							
消耗品費							
消耗器具備品費							
車両費							
会議費							
光熱水費							
修繕費							
販売料							
保険料							
支拂税							
請会費							
租税公課							
領收不能損失							
税費							
4 管理費							
会計費							
5 研修費							
研究材料費							
謝金							
回収費							
旅費交通費							
研究機器費							
6 建築償却費							
建物減価償却費							
建物附属設備減価償却費							
機器物減価償却費							
医療用器具備品減価償却費							
車両船艇減価償却費							
その他の器械備品減価償却費							
その他の有形固定資産減価償却費							
無形固定資産減価償却費							
7 本部費							
8 設備税額							
医業費用合計							
医業利益							
【经常损益計算】							
III 医業外収益							
受取利息配当金							
有価証券売却益							
患者外給食収益							
その他の医業外収益							
医業外収益合計							
IV 医業外費用							
支払利息							
有価証券売却損							
患者外給食費用							

(注)介護保険適用の療養病床(短期入所療養介護を含む。)の収入については、入院診療収益に改めし、居宅介護サービスについての他の収益収益に表示する。

(注2)介護保険料などの徴収基と料費用の差額は、「純損益計算」の欄に記入して下さい。
なお、料費用が徴収基を超過した場合は、その金額の頭に▲を付して下さい。

(別紙3) 介護老人保健施設会計・経理基準
施設名介護サービス事業別損益計算書
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(単位:円)

	合計	介護保健施設 サービス	短期入所 居間介護	通所リハビリ テーション	○○介護
【施設運営事業損益計算】					
I 施設運営事業収益					
1 介護保健施設介護料収益					
介護報酬収益					
利用者負担金収益					
基本公平サービス費					
2 居宅介護料収益					
介護報酬収益					
利用者負担金収益					
3 居宅介護支援介護料収益					
4 利用者等利用料収益					
介護保健施設利用料収益					
居宅介護サービス利用料収益					
その他の利用料収益					
5 その他事業収益 (介護報酬合定減)					
II 施設運営事業費用					
1 給与費					
常勤職員給与					
医師給					
看護婦給					
介護職員給					
支援相談員給					
理学療法士又は作業療法士給					
医療技術員給					
事務員給					
技能労務員給					
非常勤職員給与					
医師給					
看護婦給					
介護職員給					
支援相談員給					
理学療法士又は作業療法士給					
医療技術員給					
事務員給					
技能労務員給					
退職給与引当金投入					
法定福利費					
2 材料費					
医薬品費					
給食用材料費					
施設寮舎材料費					
その他の材料費					
施設寮舎消耗器具備品費					
3 経費					
福利厚生費					
旅費交通費					
職員被服費					
通信費					
消耗品費					
消耗器具備品費					
車両費					
会議費					
光熱水費					
修繕費					
賃借料					
保険料					
交際費					
諸会費					
租税公課					

収益不能損失				
委託費				
委託費				
研修費				
謝金				
圖書費				
旅費交通費				
研修健設費				
減価償却費				
建物減価償却費				
建物附属設備減価償却費				
機器物減価償却費				
医療用器械備品減価償却費				
車両船舶備品減価償却費				
その他の器械備品減価償却費				
その他の有形固定資産減価償却費				
無形固定資産減価償却費				
7 本部費				
本部費				
5 役員報酬				
役員報酬				
計				
施設運営事業利益 (又は施設運営事業損失)				
【経常損益計算】				
III 施設運営事業外収益				
1 受取利息配当金				
2 有価証券売却益				
3 利用者等外給食収益				
4 その他の施設運営事業外収益				
計				
IV 施設運営事業外費用				
1 支払利息				
2 有価証券売却損				
3 利用者等外給食用材料費				
4 貨物損失				
5 稽損失				
計				
経常利益(又は経常損失)				
【純損益計算】				
V 特別利益				
1 固定資産元却損				
2 その他の特別利益				
計				
VI 特別損失				
1 固定資産売却損				
2 その他の特別損失				
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)				
法人税等				
計				
当期純利益(又は当期純損失)				

(別紙4) 指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理通則

指定訪問看護事業者名

介護サービス事業区分損益計算書
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(単位:円)

〔事業収益計算〕	合計	医療保険	介護保険事業		
			訪問看護	訪問看護	○口等
I 事業収益					
1 老人訪問看護運営費収益					
2 訪問看護運営費収益					
3 老人訪問看護利用料収益					
老人訪問看護基本利用料収益					
老人訪問看護その他の利用料収益					
長時間利用料収益					
休日、時間外利用料収益					
交通費収益					
その他のサービス利用料収益					
4 訪問看護利用料収益					
老人訪問看護基本利用料収益					
老人訪問看護その他の利用料収益					
長時間利用料収益					
休日、時間外利用料収益					
交通費収益					
その他のサービス利用料収益					
5 その他の事業収益					
合計					
(老人保健五定期) (医療保険等定期)					
II 事業費用					
1 栄与費					
有効報酬給与					
看護報酬					
理学療法士又は作業療法士報酬					
手当費					
非常勤職員給与					
被服費					
理学療法士又は作業療法士給					
事務員給					
退職給与引当金繰入					
法定福利費					
2 材料費					
指定老人訪問看護・指定訪問看護材料費					
医薬品費					
その他の材料費					
指定老人訪問看護・指定訪問看護消耗器具備品費					
3 給費					
福利厚生費					
旅費交通費					
職員被服費					
通院費					
消耗品費					
消耗器具備品費					
車両費					
会議費					
光熱水賃					
傳播費					
賃借料					
保険料					
文際費					
諸会費					
租税公課					
徴収不能損失					
雑費					
4 委託費					
委託費					
5 研修費					
謝金					
因習費					
旅費文通費					
研修雑費					
6 施設償却費					
建物減価償却費					
建物附属設備減価償却費					
機械物減価償却費					
医療用器械備品減価償却費					
高周波治療儀品減価償却費					
その他の器械備品減価償却費					

その他の有形固定資産減価却損 無形固定資産減価却損					
7 本部費					
8 本部費					
8 受賃報酬					
受賃報酬					
事業利益(又は事業損失)					
【総収益計算】					
III 事業外収益					
1 受取利息配当金					
2 有価証券売却益					
3 職員給食収益					
4 その他の事業外収益					
IV 事業外費用					
1 支払利息					
2 有価証券売却損					
3 職員給食用材料費					
4 貸倒損失					
5 離損失					
経常利益(又は経常損失)					
【総損益計算】					
V 特別利益					
1 固定資産売却益					
2 その他の特別利益					
VI 特別損失					
1 固定資産元却損					
2 その他の特別損失					
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)					
法人税等					
当期純利益(又は当期純損失)					
前期純利益(又は前期純損失)					
当期示差分利益(又は当期示差分損失)					

(注1)介護保険の訪問看護費収益、利用料収益は、「1 平素収益」の1 老人訪問看護療養収益、3 老人訪問看護利用料収益に表示する。

(注2)介護保険の訪問看護に要する材料費は、「II. 平素費用」の「2 材料費」に表示する。

(注3)介護保険事業ごとの施設費と施設費用の差額は、「税損益計算」の欄に記入して下さい。

なお、総費用が総収益を超えた場合は、その全額の前に▲を付して下さい。

介護サービス事業区分事業活動計算書
自 平成 年 月 日 三 平成 年 月 日

指定事業者名 (事業収支計算書)	合計	介護保険外 の収支	介護保険事業 収支	(単位:円)		
				指定訪問介護	通地区点民	COP介護
事業活動収入						
入会金収入						
会費収入						
手数料収入						
居宅介護料収入						
請負金等収入						
賃貸金収入						
事業活動収入計						
事業活動支出						
事業費						
給料手当						
臨時雇用賃金						
退職金						
福利厚生費						
旅費交通費						
通信運賃費						
消耗什器備品費						
消耗品費						
旅費						
印刷製本費						
燃料費						
光熱水料費						
販信料						
保険料						
詰附金						
租税公課						
負担金						
助成金支出						
寄付金支出						
委託費						
雑費						
管理費						
役員報酬						
給料手当						
退職金						
福利厚生費						
会議費						
旅費交通費						
通信運賃費						
消耗什器備品費						
消耗品費						
旅費						
印刷製本費						
燃料費						
光熱水料費						
販信料						
保険料						
詰附金						
租税公課						
負担金						
寄付金支出						
支払利息						
雑費						
減価償却費						
建物減価償却額						
工具運搬具減価償却額						
引当金繰入						
退職金繰入と引当金繰入額						
事業活動支出計						
事業活動収支差額						
事業活動外収入						
寄付金収入						
贈収入						
事業活動外収入計						
事業活動外支出						
支払利息						
雑費						
事業活動外支出計						
経常収支差額						
特別収入	特別収入計					
特別支出						
固定資産売却損						
車両運搬具売却損						
特別支出計						
事業活動外支差額						

(注)介護保険事業ごとの既収益と対費用の差額は、「経常収支差額」の欄に記入して下さい。
なお、既費用が既収益を超えた場合は、その金額の頭に▲を付して下さい。

按分方法の説明

(別紙6)

(1) 「執務時間割合」「職種別人員配当割合」「看護・介護職員割合」及び「届出人員割合」

職 横	合 計	医療等の 介護外の事業	介 護 保 健 事 業			
			計			
施設又は施設部						
医師						
看護職員 (看護婦(士)、准看護婦(士))						
介護職員 (介護福祉士を含む)						
生活・相談担当員 (社会福祉士も含む)						
理学療法士						
作業療法士						
医療技術員						
歯科士						
調理員(調理師を含む)						
手話通訳員						
上記以外の職員						
合 計						
割 合	100%					

ア 施設あるいは施設部の単位で、義務表や東陽日報等から「執務時間」を記入する方法を「執務時間割合」による按分という。
イ 「執務時間割合」の算計が困難な場合は「実際配置人員」で記入することもできる。

- ① 上記表の合計欄の割合で按分する方法を「職種別人員割合」という。
② 看護職員及び介護職員の職種の欄の合計の割合で按分する方法を「看護・介護職員配当割合」という。

ウ 「執務時間」を「届出人員」で空入し、按分する方法を「届出人員割合」という。
エ 各種機器の給与ごとにアの方法で記入した割合で各機器別に按分する方法もある。

(2) 用途面積割合

部 室 面 積	合計	医療等の 介護外の事業	介 護 保 健 事 業			
			計			
居室・療養室・宿泊 専用 共用	m ²					
計						
診察室 専用 共用						
計						
機能訓練室 専用 共用						
計						
談話室 専用 共用						
計						
食堂 専用 共用						
計						
浴室 専用 共用						
計						
レクリエーションルーム 専用 共用						
計						
ティルーム 専用 共用						
計						
その他 専用 共用						
計						
用途面積合計 専用 共用						
計						
割 合	100%					

ア この面積は、利用者が使用する部屋を対象とする。

イ 部屋の面積図等から各事業ごとに専用の部屋面積を記入する。

ウ 共用の面積は、利用者数や利用時間等の使用割合を見積り、その使用割合を共用面積に乘じた数値を記入する。

エ 諸室には、事務室や給食室が含まれていないが、上記諸室の対象面積とすることは控し立えない。

対象面積とする場合は、その他の共用の欄に記入する。